

香川県条例第4号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(占用料及び使用料) 第9条 略					(占用料及び使用料) 第9条 港湾施設を占有し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。 2 略				
別表（第9条関係） 1 高松港港湾施設使用料					別表（第9条関係） 1 高松港港湾施設使用料				
種別	区分	単位	金額	備考	種別	区分	単位	金額	備考
1～10 略					1～10 略				
11 港湾 環境整備 施設 使用料	略				11 港湾 環境整備 施設 使用料	略			
	香西地区 港湾緑地	キャッスルプロムナード駐車場	略			キャッスルプロムナード駐車場	略		
		パークゴルフ場	1人につき1日	400円			用具を貸与する場合の利用に係る使用料は、用具1式につき100円を加えた額とする。		
		会議室	1室につき午前9時から午後5時まで	2,300円			2室に分割してその一方を利用する場合		
		1室につき午前9時から正午まで	980円	の使用料は、5割とする。					

		<u>1室につき午後1時から午後5時まで</u>	<u>1,320円</u>	
	<u>シャワ一室</u>	<u>1人につき1回</u>	<u>100円</u>	

備考

1～8 略

2～4 略

--	--	--	--	--

備考

1 略

2 使用料の額が月額で定められている港湾施設に係る使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割をもって計算し、なお、1日未満の端数があるときは1日として計算し、使用料の額が日額で定められている港湾施設に係る使用の期間が1日未満であるとき、又はその期間に1日未満の端数があるときは1日として計算する。

3～8 略

2～4 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。